是澤　晴彦　花坂　卓也
矢野　隆　山崎　宏

正六位に叙する（各通）
秋山　松量
船水　信一

（警視庁警視）
従六位に叙する（各通）
有方　節信　石井喜一郎
塩澤茂登喜　谷口　正夫
松田　重吉　武藤　嚴

正七位に叙する（各通）
大沼　幸吉

従七位に叙する（各通）（以上六月九日）
（名古屋市立大学名誉教授）　渡**邉**　稔

正四位に叙する
中島　昭治

従五位に叙する（各通）
岡野　悦男
鈴木　國友

正六位に叙する（各通）
山本　勇一

従六位に叙する（以上六月十四日）
中嶋　誠一

正六位に叙する（各通）
渡**邉**　一義

従六位に叙する（以上六月十五日）
熊山喜三郎

従五位に叙する（六月十六日）
遠藤　勝治

正六位に叙する（六月十七日）

○叙勲

旭日双光章を授ける
坂田　安夫
根来日出男

旭日単光章を授ける（各通）（以上六月八日）
大嶋　晴雄
楠　直茂

旭日単光章を授ける（各通）（六月九日）
吉住　一夫

旭日双光章を授ける
高森　基
森永　繁

旭日単光章を授ける（各通）（以上六月十日）
高島　温厚

旭日双光章を授ける（六月十一日）
内和田正之輔

瑞宝双光章を授ける
杠　敏弘

瑞宝単光章を授ける（以上六月八日）
田村三千穂

瑞宝小綬章を授ける
秋山　松量
下田　喜六
矢野　隆

瑞宝双光章を授ける（各通）
笹川孝三郎
長尾　齋男
（警視庁警視）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月九日）

（大阪市立大学名誉教授）
寺田　正春

瑞宝中綬章を授ける
西川　卓男

瑞宝双光章を授ける（各通）
工藤　健吉
鈴木　理平

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月八日）
楠　直茂

（南あわじ市議会議員）
旭日単光章を授ける（各通）（六月九日）
吉住　一夫

旭日双光章を授ける
有原　清
竹下　清

旭日単光章を授ける（各通）（以上六月十日）
高島　温厚

旭日双光章を授ける（六月十一日）
内和田正之輔

瑞宝双光章を授ける
杠　敏弘

瑞宝単光章を授ける（以上六月八日）
田村三千穂

瑞宝小綬章を授ける
有方　節信
竹田　孝男
吉満　昭夫

瑞宝双光章を授ける（各通）
谷口　正夫
（名古屋市立大学名誉教授）　渡**邉**　稔

瑞宝中綬章を授ける
岩下　嘉弘　岡村　忠重　三畑　正人
中村　茂　福田　整司

瑞宝双光章を授ける（各通）
飯島　モト　澤田　勇　津留　貢
斑目　和夫　宮崎　秀夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十日）
井原　一　菅原　富男　寺井　顯

瑞宝双光章を授ける（各通）（六月十一日）
前田　輝夫

瑞宝小綬章を授ける
宮島　安

瑞宝双光章を授ける（以上六月十一日）
永橋　利雄　椀台　行治

瑞宝双光章を授ける（各通）（六月十三日）
（大阪市立大学名誉教授）　寺田　正春

瑞宝中綬章を授ける
楠　喜博　中島　昭治　西川　卓男

瑞宝小綬章を授ける（各通）
岡野　悦男　鈴木　國友

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上六月十四日）
中嶋　誠一　新田　敬　渡**邉**　一義

瑞宝双光章を授ける（各通）（六月十五日）

公　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成21年７月７日から２か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成21年７月15日

千葉地方法務局長　渡辺　博

記

氏名　亀野　裕之
所属する司法書士会　千葉司法書士会
登録番号　千葉第864号
事務所の所在地　千葉県船橋市葛飾町二丁目380番地５　第２ヤマゲンビル４Ｆ
違反行為　本人確認及び登記申請意思確認違反

農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告

下記１の国有財産は、農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人（以下「旧所有者等」という。）に売り払うことが可能となったので、旧所有者等において買受けを希望するときは、本日から起算して３箇月以内に、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定による買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

平成21年７月15日

農林水産大臣　石破　茂

記

買収前の所有者の氏名及び最後に知り得た住所	古性　ハナ 神奈川県愛甲郡依知村上依知26番地１
１国有財産の表示	神奈川県厚木市上依知字鬼ヶ谷2873番３ 田　19㎡

農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告

下記１の国有財産は、農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人（以下「旧所有者等」という。）に売り払うことが可能となったので、旧所有者等において買受けを希望するときは、本日から起算して３箇月以内に、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定による買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

平成21年７月15日

農林水産大臣　石破　茂

記

買収前の所有者の氏名及び最後に知り得た住所	新倉　茂吉 藤沢市辻堂仲町
１国有財産の表示	神奈川県茅ヶ崎市代官町2837番田　112㎡